

# 「大学入試センターにおける合理的配慮の考え方及び取組について」 南谷補足

---

南谷和範(大学入試センター 研究開発部)

# 補足に当たって

---

- ▶ 大学入試センター 研究開発部所属のものとして: センター事業を間近で見ながら並走
- ▶ 検討会委員として

文責は個人としての南谷

# 法的枠付け

---

## 独立行政法人大学入試センター法

### (センターの目的)

**第三条** 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）は、大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）における教育の振興に資することを目的とする。

### (業務の範囲)

**第十三条** センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。
  - 二 大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究を行うこと。
  - 三 大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと。
- 四** 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項第一号の試験の実施の方法その他同号の試験に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。
  - 3 センターは、第一項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人の委託を受けて、これらの者が実施する試験の採点及び結果の分析に関する業務を行うことができる。

### (関係機関等との連携協力体制の整備)

**第十四条** センターは、前条第一項に規定する業務を円滑に遂行するため、大学、高等学校その他の関係機関及び関係団体との緊密な連携協力体制の整備に努めなければならない。

# 財政的枠付け

---

## センターの収入: 受験上の配慮の財源

- 検定料←受験者
- 成績提供手数料←利用大学

# 今年度の試み

---

## 「現場の実践から学ぶ障害のある受験者への合理的配慮の実施」

2023（令和5）年度独立行政法人大学入試センターアドミッションリーダー研修（第7回）

➤ 1日目

- ✓ はじめに「本研修の概要、入試における「合理的配慮」とは何か」【南谷和範（大学入試センター研究開発部教授）】
- ✓ 「共通テストにおける受験上の配慮について」【川岸哲也（大学入試センター事業部事業第一課長補佐）/桑山一也（大学入試センター試験問題調査官）】
- ✓ 「高等学校での合理的配慮について」【桑山一也（大学入試センター試験問題調査官）】

➤ 2日目

- ✓ 「障害児教育におけるICT機器の活用の実際」【山口俊光（新潟市障がい者ICTサポートセンター/新潟大学・特任講師）】
- ✓ 「大学における実践 二障害のある受験生対応とテストアコモデーション（入学試験・修学支援）」【村田淳（京都大学学生総合支援機構・准教授/DRC（障害学生支援部門）・チーフコーディネーター）】

ハイブリッド: オンライン374名（1日目のみ配信、無料）、対面33名（2日間、有料）

次回開催は未定、オンラインの需要への対応充実が課題